海底ボーリングをなぜやらなかった？

原告　ボーリング調査はやったか？

垣見　敷地内ではやった。

原告　何箇所ぐらい？

垣見　１０箇所ぐらい。

原告　ボーリングは地質調査には必要だろう？

垣見　地下の調査には必要だ。

原告　いちばん深いボーリングは？

垣見　５００メートルぐらい。

原告　ボーリングでどういうことが分かるのか？

垣見　取り出したコアの材質から岩の種類が分かり、コアの状態から岩盤が良好かどうかが分かる。

原告　海底のボーリングは？

垣見　やっていない。

原告　どうしてやらなかったのか？

垣見　音波探査をやったので必要ないと判断した。

原告　音波探査では、どれぐらいの深さまで分かるのか？

垣見　１００メートルぐらいで、地盤の硬いところだと、その半分ぐらい。

原告　そうすると敷地内より浅いのでは？

垣見　敷地内は、どこでも、厳密にやるようにしている。

原告　我々としては、当然、敷地外も同じようにやってほしい。現に、関西電力の高浜原発では、やっていると聞いているが？

垣見　良く知らないが、ケース・バイ・ケースだと思う。

原告　ということは申請者（電力会社）次第ということか？

垣見　そうだ。こちらから特別に要求はしない。

原告　高浜の場合には、どういう理由が考えられるか？

垣見　海底をやっていないところは多いが、強いて推定すれば、海底に軟弱な部分があるのではないか、という時にやる。

原告　伊方の場合には、そういう疑問は出なかったのか？

垣見　音波探査の結果があるから必要ないと判断した。

原告　伊方の沖に中央構造線があることは教科書にもあるのに、その近くに原発を建てる場合にボーリングもやっていないというのは腑に落ちない。

垣見　それは二つの理由からだ。その一つは、断層の活動性との関係で、活動性がなければ、地耐力だけが問題だから、敷地内だけでいいということ。もうひとつは、活動性を調べるには音波探査でやれるから。

（以下次号に続く）

会計報告（'93.9/1～9/30）

収入	
ニュース講読料	２８、０００
コピー代	１２、５６０
計	４０、５６０
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	１６、１４５
振替手数料	１１０
事務用品費	６、７９８
計	４０、５５３
差引	７
積立金合計	２、０５１、４４０

伊方訴訟ニュース

第 242 号
1993年10月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

通産省が原発関係文書を公開に
「政治改革」の余波？

新聞報道によると、通産省は、さる８月、「原子力行政に対する国民の理解を深めるために」、これまで秘匿していた大部分の原発関係文書を、来年度から公開することを決定したという。

１月の「あかつき丸」のプルトニウム輸送に関連して、核物質情報の公開の是非が問題になったことや、情報公開法制定の動きが活発になってきたことを受けての決定、とのことであるが、同時に、大幅に遅れている原発立地を促進することが狙い、とも見られている。

公開の対象には、次のような文書が予定されているという。原発の設置許可および工事計画認可などの申請書、事故やトラブルの報告書など電気事業法に基づく提出文書、原発の保安規定や運転計画などの原子炉等規制法に基づく文書。

しかし、個人のプライバシーに関する情報（安全審査議事録など？）や企業秘密に関する情報、あるいは、核物質防護に関する情報などについては非公開のままとする方針。

また、公開の業務は、財団法人「原子力発電技術機構」に委託し、公開の窓口としては同機構内に「原子力情報公開室」（仮称）を新設することを予定しているという。

実際に、どういった文書が公開されるのか、また、企業秘密の範囲をどの程度まで広げるか、といったことは不明ではあるが、開きかけた窓を利用し、さらに拡大していくことは原発訴訟にとっても重要である。

たとえば、安全審査のために、従来から公開されている設置許可申請書添付書類にある資料以外に、電力会社からどのような資料が提出されているのか、ということが分かればたとえ内容は非公開であっても、裁判所に文書提出命令を請求することもできる。

また、これまで秘匿されてきた「事故報告書」が公開されれば、同型炉の事故をとおして、安全上の欠陥や人為ミスの深刻さの一端を知ることもできよう。

さらに、各原発の「保安規定」に含まれている運転マニュアルが入手できれば、原子炉出力上昇の速度や、熱衝撃の恐れのある機器類についての温度規制値など、さらには、安全審査で想定されている事故以上に深刻な、どのような事故が、事故時マニュアルに想定されているか、なども知ることができる。

もちろん、公開の窓口を広げるために欠かせないのは法廷内外での運動である。

垣見証人反対尋問の内容

－２号炉第５０回公判（1993年8月27日）－

証人の専門

原告　前回に専門は構造地質学だということだったが、その知識を買われて安全審査に参加したのか？

垣見　そうだ。

原告　本件の安全審査では、どういうことを審査したのか？

垣見　敷地およびその周辺の地質や、大規模な地滑りなどの自然災害発生のおそれ、それに地震の影響など。

原告　敷地の地盤の地耐力についても審査したのか？

垣見　審査した。

原告　敷地内にある３０数本の断層については？

垣見　審査した。

原告　中央構造線についても？

垣見　その影響について問題にした。

原告　敷地や周辺の地質で特徴的な結晶方岩については？

垣見　調査、検討した。

原告　地質についての参考資料は、四国電力の申請書だけか？

垣見　申請書の中に四国電力があげている参考資料についても検討した。

原告　構造地質学の専門家ということだが、研究論文は発表しているのか？

垣見　していない。

原告　中央構造線については？

垣見　論文はない。

原告　敷地周辺の三波川結晶方岩につての研究論文は？

垣見　調査はしたが、論文はない。

原告　地質工学や土木学については？

垣見　知識としては持っているが、研究論文はない。

活断層とは

原告　証人は前回、敷地内の断層について、「断層内物質が動いていないから活断層ではない」と証言しているが、どうしてそういうことが言えるのか？

垣見　断層が動けば断層内物質も動く。敷地内の断層内とまわりの岩石内にある筋の方向が違っていないから、断層は動いていないと判断した。

原告　断層内物質とは、どんなものか？

垣見　粘土と礫。

原告　断層内の粘土は固まっているのか？

垣見　固まっているものも、固まっていないものもある。

原告　断層粘土と活断層の関係についての証人の見解は、研究者の間で認知されているのか？

垣見　そうだ。

原告　それについての研究論文は？

垣見　論文はないが、本に書いた覚えはある。

原告　それは、証人が提出した発表文献リストのどれか？

垣見　「地震と活断層」の中だ。

原告　前回の証言で活断層について、「現在は休止している」とあったが、休止というのは、つぎの地震のエネルギーを蓄えている段階ということか？

垣見　そうだ。前回、そのことについても証言した。

原告　ということは、活断層は繰り返し地震を起こすということか？

垣見　そうだ。とくに日本では。

原告　証人は、活断層は「１０数年万年の間に活動した断層」と定義していたが、普通は「２００万年前からの間に活動した断層」と定義しているのではないか？

垣見　それは、いちばん長い期間を取っているので、１０数万年前とすれば、確実に活断層と言える。

原告　１０数万年前とは洪積層のこと？

垣見　そうだ。

原告　活断層の定義には、いろいろの意見があるということか？

垣見　そうだ。

原告　１０数万年前より以前に動いた活断層の例もあるのだろう？

垣見　当然、ある。

原告　甲４１号証にも、５０万年前に動いた例がある。

垣見　そういうこともある。

原告　それでは、１０数万年前から、と定義しているのではないのか？

垣見　そうだ。ただ、１０数万年前から一度も動いていない断層は、終息しているので活断層とは言えない。

原告　しかし、被告國側の準備書面（７）にも、はっきりと、「２００万年前」とあるではないか。

垣見　そのことは認める。

（午後からの再尋問で）

原告　さきほど、断層が終息していると言ったが、それはどういうことか？

垣見　云葉が悪かった。休止も終止もある、ということだ。

原告　活断層に休止状態があるという証言は変わらない？

垣見　そうだ。

中央構造線の活動性

原告　愛媛県の東部では、中央構造線に沿って、何本もの活断層があるので、中央構造線活断層系と呼ばれているのは知っているだろう？

垣見　知っている。

原告　それらの活断層のうちの池田断層や石鎚断層が石鎚山を作ったのではないか。

垣見　基本的にはそう言える。

原告　傾動地塊というのを知っているか？

垣見　知っている。

原告　四国山脈は傾動地塊と言えるか？

垣見　傾動地塊がそういうものだということは間違いではないが、四国山脈がそうかどうかは確認していない。

原告　池田断層や石鎚断層が中央構造線であることは認めるだろう。

垣見　そこでは、地質境界線と活断層とが一致している。

原告　それらの断層が動いたのは第４紀だと証言していたが。

垣見　２０～３０万年前と推定できる。

原告　そういうことから、中央構造線が、四国の地形をきめていると言えるのではないか？

垣見　中央構造線の東部はそうだ。

原告　西は？

垣見　直接に地形を作る運動には関係していない。